

県外バイヤー等による「にし阿波」個別商談ツアー運営業務 公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月20日
にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会

県外バイヤー等によるにし阿波個別商談ツアー運営業務の委託者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

県外バイヤー等による「にし阿波」個別商談ツアー運営業務

(2) 目的

美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町（以下、「にし阿波」という。）の事業者の新たな販路開拓を支援するため、事業者の商品、生産規模、販売戦略等を踏まえ、その特性にマッチするバイヤー等を商談相手として招へいし、事業者を直接訪問の上、個別商談を実施する。

(3) 業務内容

別紙、業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）までとする。

(5) 見積限度額

1, 500千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格要件

法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

(6) 法人税、法人事業税・法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

(7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

(8) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 拘束刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3 企画提案の参加・応募の手続き等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書（様式第1号）の提出

ア 提出方法

参加表明書（様式第1号）をPDFに変換した上で、電子メールにより提出すること。

書面郵送は不可とする。

※件名は、「にし阿波ビズ協議会・にし阿波個別商談ツアー企画提案参加申込み」とすること。

※会社名・担当者名・連絡先（メールアドレス・電話番号）を明記すること。

※送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

イ 提出先

にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局

（徳島県美馬地域連携事務所 地域連携担当）

電話：0883-53-2396

メールアドレス：mima_chiikirenkei@pref.tokushima.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時（必着）

(2) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式第2号） 正本1部、副本4部

(イ) 提案団体の概要（様式第3号） 正本1部、副本4部

(ウ) 事業計画書（様式第4号） 正本1部、副本4部

(エ) 見積書（様式第5号）（「一式」との表記は不可） 正本1部、副本4部

(オ) 直近2期分の決算書又は税務申告書類一式 正本1部、副本4部

（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）

イ 提出期限

令和8年6月16日（火）午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）

エ 提出先

〒779-3602 徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局

（徳島県美馬地域連携事務所 地域連携担当）

オ 企画提案に関し、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

カ 企画提案書を選考するための評価基準

次の項目により評価する。

(ア) 業務内容の理解度（20点）

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(イ) 企画・技術力（20点）

業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。

(ウ) 実施体制（20点）

業務を円滑に遂行できる実施体制の確保がなされているか。

(エ) スケジュール（20点）

業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。

(オ) 予算の妥当性（20点）

予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、適正な積算が行われているか。

4 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。

(3) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(4) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定した者であるが、契約手続きを完了するまでは当法人等との契約関係を生じるものではない。

5 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和8年5月20日（水）から5月27日（水）

午前8時30分から午後5時まで（ただし、土・日・祝日は除く。）

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、文書で行うものとし、書面持参、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法で「8 問合せ先」に提出すること。なお、電子メール又はファクシミリにより提出する場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

原則として、電子メール又はファクシミリにより回答する。

6 委託候補者の選定

委託候補者の選定は、にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会が設置する「選定委員会」における総合的な評価を踏まえて決定する。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

また、企画提案者が1者だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

7 主なスケジュール

令和8年5月20日（水） 募集開始

令和8年5月27日（水） 質問の提出締切

令和8年5月29日（金） 参加表明書の提出締切

令和8年6月16日（火） 企画提案書の提出締切

令和8年6月下旬 選定審査会・選定結果通知

令和8年6月下旬 契約締結

8 問合せ先

〒779-3602 徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局

（徳島県美馬地域連携事務所 地域連携担当）

電話：0883-53-2396

ファクシミリ：0883-53-2433

メールアドレス：mima_chiikirenkei@pref.tokushima.lg.jp